

# 多摩市役所新庁舎建設等特別委員会

## 要点記録

日 時： 令和7年12月16日（火）  
午前10時01分～午前10時40分  
場 所： 第一委員会室

出席委員 (7人)	委員長 委員 委員 委員 議長	池田 けい子 藤條 たかゆき 渡辺 しんじ 小林 憲一 三階 道雄	副委員長 委員 委員	石山 ひろあき 大くま 真一 いちち 恭子
--------------	-----------------------------	---	------------------	-----------------------------

出席説明員 新庁舎整備担当課長 室井 裕之 図書館長 渡邊 哲也

## 案 件

	件 名
1	7 政策提案第 1 号 多摩市役所本庁舎建替にかかる基本設計以降の取り組みに関する 市民政策提案
2	多摩市役所新庁舎の建設について
3	「基本設計における議会エリアの計画に関する与条件整理（注釈）」（案）について

午前10時01分開議

○池田委員長 ただいまの出席委員は7名である。

定足数に達しているので、これより多摩市役所新庁舎建設等特別委員会を開会する。

○池田委員長 本日の日程は、お手元に配付したとおりである。また、本日配付された資料は行政資料室に所蔵している。

日程第1、7政策提案第1号多摩市役所本庁舎建替にかかる基本設計以降の取り組みに関する市民政策提案を議題とする。

なお、本件について、政策提案者から資料の提出があった。机上に配付しているので、ご確認をいただくようお願いする。

本件については、政策提案者から発言の申出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定によりこれを許可することに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池田委員長 ご異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

発言をされる方に申し上げる。議会が定める要領により、発言は5分以内となっている。なお、1分前になったら、その旨をお知らせするので、時間内での発言をお願いをする。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に政策提案書に沿って発言をしてほしい。

それでは、氏名をおっしゃってからご発言をお願いする。

○政策提案者(大石氏) 池田委員長、皆様、おはようございます。

多摩市の図書館をともに育てる会の大石正人と申します。本日、私どもの市民政策提案に当たり、補足説明の機会をいただき、誠にありがとうございます。

私たち多摩市の図書館をともに育てる会では、本庁舎の建替えが将来世代を含む市民全体にとって重要な局面であると受け止めて、基本計画段階から関心を寄せてきた。特に図書館が持つ情報提供機能や行政文書の適切な管理といった役割を新庁舎の整備にどう生かすか。その重要性を関係者間で共有することが必要だと考えている。

お手元の補足説明資料A4横の別紙にあるように、2024年秋には、多摩市から提示を受けた基本計画素案に対し、パブコメを通じて市民目線からの意見を提出した。さらに、去る11月5日には、皆様新庁舎建設等特別委員会との意見交換をお願いし、多摩市の図書館をともに育てる会ではその結果も踏まえ、行政資料室や議会図書室の機能的な連携

強化などを提案申し上げた。ちょっと長い名前の提案で、恐縮であったが、よろしく願います。

この新庁舎建設整備への取り組みは、建物の更新にとどまらず、市民の主体的な参画と協働によるまちづくりを実践する大切な機会でもある。

新庁舎が市民の税金で整備される以上、簡素なつくりであっても、将来世代を含めた市民の誇り、シビックプライドとなる空間であり、住民自治を実感する場となることが求められると考えている。新庁舎の機能配置については、図書館の中央館と分館の関係に例えることができると思う。分館が日常的な貸し出しや相談に応える一方、中央館は、専門的な調査やレファレンスを担う。

同様に、市役所の出張所は日常的な行政サービスの窓口、本庁舎は政策形成や情報提供の中核を担われる。新庁舎内に豊富な行政資料を備える全国的にもユニークな多摩市立図書館行政資料室は、中央図書館の分室として、議会図書室とこれまで以上に円滑に連携することで、議会や行政の調査提言機能を支える大切な役割を果たすと考えている。

今日お配りしたA3判縦の補足説明資料には、こうした考え方を改めて記載申し上げた。

私たちの提案は、市民の思いを新庁舎という公共空間にどう反映させるか。そのプロセスを議会とともに考え、実現していこうという呼びかけである。新たな施設の設置や機能の追加を求めるものではなく、既存の資源を生かしながら、よりよい庁舎づくりを目指す提案である。

既にご覧いただいている市民政策提案の趣旨を共有し、議会の皆様とともに市の関係部局や教育委員会とも連携しながら、その実現を図っていければと願っている。

今回の政策提案はさきにも述べたとおり、11月5日にお時間をいただいた特別委員会との意見交換で得た感触を踏まえ、議会と市民が同じ方向を向いて、シビックプライドにもつながる新庁舎づくりのため、基本設計以降の取り組みの方向性を示したものとなっている。

こうしたプロセスを踏むことは、多摩市の自治基本条例や議会の条例前文に盛られた基本精神のほか、条例に定める議会、議員の活動原則をまさに具現化するものと、もしかすると今年度の議会の取り組みの好事例として喧伝することができるかもしれない。将来世代に向かって多摩市の自治における歴史的な経緯として語り継ぐこともできると思う。

私どもの本政策提案の採択そのものにこだわるものではない。ただ、こうした将来にも語り継がれる議会と市民とのパートナーシップで生み出された政策提案が議会におい

て前向きに取り上げられ、その趣旨が今後の議論や庁舎整備のプロセスに生かされることを心から願っている。

本日お集まりの議員の皆様、傍聴にお越しの市民の皆様、そして、市の職員の皆様におかれても、私どもの提案に込めた思いや意図を受け止めていただき、今後の議論の一助としていただければ幸いです。ご清聴どうもありがとうございます。

以上である。

**○池田委員長** ありがとうございます。以上で市民発言を終わる。

本件の政策提案内容について、現在の市の状況や考え方など、市側から説明等があれば願います。

**○室井新庁舎整備担当課長** よろしく願います。新庁舎整備担当課長の室井と申す。

このたびは多摩市役所本庁舎建替事業に関心を持ち、政策提案をいただきありがとうございます。ご提案の3点について、新庁舎整備担当の立場で、状況や考えについて少し説明をさせていただきます。

まず、いただいた提案の(1)になる。市及び市政に関する情報を蓄積し、市内外の方に発信していくことが大切であると考えていて、現在もたま広報などの紙媒体、ホームページやSNSなどの電子媒体など、様々な媒体で情報発信を行っているところとなる。新庁舎においても、情報発信の重要性は変わらないものと考えているところである。

一方、新庁舎では、様々な手続のオンライン化などにより、行かなくてよい市役所を目指しているところも踏まえながら、それぞれの媒体の効果、コスト、設置スペースなどを勘案し、よいバランスを模索しながら情報発信をしていきたいと考えているところとなる。また、行政資料室の設置場所については、所管から市民も利用されることから、低層階が望ましいとの希望を聴取しているところとなる。

本庁舎建替基本計画の組織ゾーニングの考え方では、市民の利便性を高めるために低層階に窓口エリアを配置することとしているところである。それぞれの手続や利用の頻度、部署同士の関連性を勘案しながら、各部署の配置も含めたフロアレイアウトを考えていくことを予定している。

次に(2)である。本庁舎建替基本計画の中では、手続等のオンライン化や駅近機能の展開により行かなくてよい本庁舎を目指しつつ、本庁舎に来庁された方には円滑に手続をしてもらえることを目指すこととしている。

そのために新庁舎では、オンラインサービスや駅近機能の司令塔機能を発揮するとともに、本庁舎では、手続の多い窓口を低層階に固めて配置をするワンフロア型窓口にするとともに、複数の手続が想定される状況に対応するワン

ストップ型窓口を組み合わせることとしている。

現在も1階部分において、亡くなられた方の手続は一つの窓口でできるおくやみコーナーの準備をしているところとなる。

最後に(3)となる。本庁舎建替基本計画の中の外観計画の項目では、シンプルで華美でないながらも、市民に親しまれ、誇りを持てるようなデザインとするなど、トータルデザインの視点を持って検討を進めることとしている。

また、多摩市福祉のまちづくり整備要綱などに基づき、十分な幅員を確保した段差のない移動空間の整備や、誰にとっても直感的でわかりやすいサインなどにより、全ての人のために使いやすい本庁舎を目指すこととしている。

いずれの内容についても、本庁舎の建替えの設計や施工に当たっては、これらの考え方にに基づき進めるとともに、多摩市役所新庁舎建設等特別委員会を中心に市議会にも情報共有し、また、意見交換も交えながら、さらに市民の皆さんにもホームページやたま広報等で、進捗状況について共有させていただきながら、建替え事業を進めていくことを想定しているものとなる。

私からの説明は以上である。

**○池田委員長** よろしいか。ありがとうございます。

**○渡邊図書館長** それでは、政策提案書の(1)番について、行政資料室のことについても記載があるので、図書館担当として、状況や考えをご説明させていただく。

現在の行政資料室は市役所第2庁舎1階にある。中央図書館の分室として、行政資料の閲覧や貸し出し、また、行政資料に関する案内など、情報提供を行っている。新庁舎を建て替えた際、より利用のしやすいといったところを求めながら、現在の機能を引き継ぎ、また、サービスのほうを提供したいと考えている。

また、図書館としては、市民の方にも利用しやすいように、低層階に設置したいと考えている。ほかにも市民利用の多い部署があるので、全体的な調整の上で決めていくものと考えている。

**○池田委員長** これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。

質疑はないか。――質疑なしと認める。

これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見討論はないか。藤條委員。

**○藤條委員** それでは、7政策提案第1号多摩市役所本庁舎建替にかかる基本設計以降の取り組みに関する市民政策提案について、日本維新の会として、趣旨採択とさせていただきます。

政策提案者、大石様をはじめ、多摩市の図書館をともに育てる会の皆様におかれては、行政資料室や議会図書室の活用についても、様々視野を巡らせていただき、ありがとうございます。市民の代表たる議員も含めて、こうしたところの活用については、過去の議論とか経緯を掘り下げていくに当たっても、もっともっと有意義なものにしていかなければいけないという認識は強く持っている。

まさに市民自治をどう育てていくかということだと思っているので、そうした思いを受け止めさせていただくということで、趣旨採択とさせていただきます。

**○小林委員** 小林憲一である。7政策提案第1号多摩市役所本庁舎建替にかかる基本設計以降の取り組みに関する市民政策提案について意見討論を行う。

まず、この政策提案で触れられている行政資料室と議会図書室について、私の意見を述べたいと思う。議会図書室について、多摩市議会基本条例第21条では、議会は議員の調査研究及び政策立案に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、その充実に努めるものとする。第2項、議会は議会図書室の活用にあたっては、市が設置する行政資料室等との連携を図るものとしている。

本特別委員会の前身の市役所本庁舎建替基本計画特別委員会での当初の議論では、この基本条例の規定も受けて、議会図書室と行政資料室との一体化の検討も含めて、議論されていたと認識をしている。しかし、その後、近隣市での新庁舎等の見学と、それを踏まえての同特別委員会での議論の中で、議会棟の中に議会図書室と行政資料室等を一体化したものをつくるとすると、議会がこれを管理運営するのか、図書館、つまり教育委員会がこれを管理運営するのか、責任の所在が極めて曖昧になるのではないかという議論になったと認識をしている。

そこで私としては、議会図書室は現行どおり議会棟の中に配置し、議長の監督のもとに議会事務局が管理運営するものとし、行政資料室は議会棟外に設置し、図書館すなわち教育委員会が管理運営するものにし、その充実に努めることにしたいと考えている。もちろん議会基本条例の、特に第21条第2項にあるように、議会図書室との連携を強化するようにしたいと思う。なお行政資料室については、市民はもちろん、市職員と議員が大いに利用できるように、ほかの図書館と同様に土日など休日も利用できるように設定し、また、レファレンス機能も発揮できるように望みたいと思っている。この考えは、この政策提案の趣旨ともおおむね一致するものではないかと思う。

さて、この政策提案では、3点の提案についていずれも

議会も行政部署と連携し、推進役となることとしている。もちろん本特別委員会では、新庁舎の基本構想・基本設計について、まずは議会棟から始まり、その他の部分についても、レイアウトやしつらえについて意見を出し合い、協議し、一致点を見いだしてこれを市長部局に提案してきた。そしてこの提案については、市長部局がこれを尊重し、今後の基本設計等に生かしてもらうことを望んでいる。これまでもそう行ってきたし、今後もそういう段取り、手法で臨んでいきたい。

この点で本政策提案の主張する、議会も行政部署と連携し、推進役となることとは少しニュアンスが違うのかと思っている。特に推進役となることはこの特別委員会と首長部局との現在の役割分担とは少し異なるのではないかと考えている。よって、本政策提案については、趣旨採択すべきものとしたしたい。

**○いぢち委員** それでは、7政策提案第1号多摩市役所本庁舎建替にかかる基本設計以降の取り組みに関する市民政策提案について、ネット・社民の会を代表して意見を申し述べる。

私たちの会派はこれまで市民自治、市民の市政参画を推進する立場をとってきた。今回の提案は、その観点からも、また、基本構想に置いた行政資料室と議会図書室の一体利用を理念的に推し進める観点からも大いに賛同できるものである。行政資料室のシティプロモーション的機能という観点については、これまで積極的に取り上げてこなかった部分だが、そこを含めても、前向きに捉えるべき提案と考える。

以上の理由から、採択すべきものという立場で、ネット・社民の会の意見討論とする。

**○石山委員** 7政策提案第1号多摩市役所本庁舎建替にかかる基本設計以降の取り組みに関する市民政策提案について、自民党を代表し、不採択の立場で討論する。

本提案は、2026年度着手予定の多摩市役所本庁舎建替基本設計に当たり、行政資料室を含む情報提供機能及びシティプロモーション機能の要件明確化、市民目線に立った専門的サービス提供機能の充実、簡素化の中にも利用しやすく、シビックプライドにつながる庁舎とすること。以上の方向性を求めるものであり、その趣旨は理解できる。

一方、資料、レファレンス機能の強化や、関係機能との連携を実効あるものにするために、専門人材体制と運用設計を含めた検討が必要になるため、現状を考えると、これまで市民意見や新庁舎の特別委員会、議会と行政とのやり取りでまとめてきた内容を基本設計では優先的に確定すべ

きであり、その中で、本提案の趣旨も一定程度カバーされている。

その上で、さらに本提案の内容を忠実に取り込むとなると、専門人材の配置や運用体制の整備に伴い、整備費用に加えて人件費や土地管理費が恒常的に増加することが見込まれる。限られた財源の中、基本設計ではまず必須機能の確定を優先すべきであり、本提案は、費用対効果や実施規模等の前提整理が十分と言えない。

よって、本提案の趣旨は尊重しつつも、自民党会派で話し合いを重ねた結果、政策提案としては不採択とする。

**○渡辺委員** 7政策提案第1号多摩市役所本庁舎建替にかかる基本設計以降の取り組みに関する市民政策提案について、公明党を代表して意見討論をする。

今ほどの石山委員と同様の意見だが、それに付け加えて以下申し述べる。私は本委員会の前身である多摩市役所本庁舎建替基本計画特別委員会からのメンバーである。基本構想時点から様々な角度で本庁舎建替えに関して、調査、検討、提案をしてきた。

その中でまず費用面だが、駅近機能、地域機能を充実させ、用地取得が不要な現庁舎の位置に建設をしてコスト削減を図ったことや、市民フォーラムやアンケート、パブリックコメントなどで、華美な庁舎は不要、なるべくお金のかからないようにしてほしいとの市民意見が多く寄せられたことなど、物価高騰、資材高騰が続く状況において、建設費の抑制、費用対効果を重要視しなければならない。

次に、デジタル化、DXの進展だが、進化するデジタル技術を活用することで、市民サービスの向上や業務の効率化が図られ、自治体DXは、加速すると予想される。ましてや、新庁舎開庁時には、一層のデジタル社会が進んでいると思われる。デジタル化、アーカイブ化を視野に入れ、資料の保存、閲覧などのあり方も今後検討しなければならない。

しかし、活字離れ、活字文化の衰退が懸念される中では、多摩市の誇り、中央図書館を中心とした市内図書館を大いに活用し、活字文化の承継を図っていきたいと考えている。

最後に、提案者のシティプロモーション機能という観点からは、多摩市への思い、多摩市愛を感じるものではあるが、将来を見据えた時代認識を十分に考慮した上で、本政策提案に対し、不採択の意見討論とする。

**○大くま委員** 先ほど小林委員のほうから、会派を代表して討論があった。私も同様の立場で趣旨採択としたい。

**○池田委員長** ただいま意見を伺ったところ、採択すべきという意見が1名、趣旨採択すべきものという意見が3名、

不採択すべきものという意見が2名である。

いずれも過半数に達していない。よって本件は審査未了となった。

次に、日程第2、多摩市役所新庁舎の建設についてを議題とする。本件について、提出された資料に基づいて市側から説明していただく。

**○室井新庁舎整備担当課長** 多摩市役所本庁舎建替事業の進捗についてご報告をさせていただきます。

最初に、資料1をお開きいただけるか。市役所本庁舎建替えに向けて、現在、基本設計業務委託並びに発注者支援（CM前期）業務委託をそれぞれ受託をしていただく事業者を選定するための公募型プロポーザルを実施をしているところとなる。

基本設計については、参加表明受付の後、提案に当たったの質問受付期間が終了し、企画提案書の受付を年明けの1月9日金曜日まで行っているところとなる。

一方、発注者支援業務についても、参加表明受付の後、質問受付期間が終了し、企画提案書の受付を年明けの1月6日火曜日まで行っているところとなる。公正な事業者選定のため、参加表明いただいた事業者数などの詳細をご報告することはできないが、公募型プロポーザル手続を継続できている状況にあることを本日ご報告をさせていただきます。

資料2ページ目をご覧ください。こちら基本設計のプロポーザル参加申込みをいただいた事業者にお渡しをした敷地計画図となる。建築敷地について、赤線で示したものとなる。現在、土地区画整理事業の関係と併せて敷地内外の測量を行っていて、そこで測定をした標高が青字で記載をされている。

東庁舎前の市道について、多摩市役所本庁舎建替基本計画の中で一応イメージ図として、行き止まり道路として表示をしていたが、庁内調整の結果として、東会議室棟側へ通り抜ける形に変更している。参考として、本日共有させていただきます。

次に、資料2をお開きいただけるか。こちら埋蔵文化財試掘調査の結果のご報告となる。本庁舎建替敷地並びに土地区画整理事業の想定区域内に、埋蔵文化財包蔵地があることから、その対応を検討するための試掘調査を教育委員会に実施してもらっていたが、その結果が出たので、ご報告をするものとなる。

調査期間は8月12日から同月の20日まで、調査面積は43平米となっていて、試掘箇所を示す地図は、下のところに記載をしている。東側芝生広場2か所、第2庁舎周辺で3か所、西会議室棟の周辺で3か所の合計8か所でトレンチ

と言われる溝を掘って調査をしていただいた。

その結果、遺構や遺物等の埋蔵文化財は確認されなかったため、本庁舎建替えに伴っての本発掘調査は必要がないことが確認されたものとなる。

なお、今回の試掘調査に当たっては学識経験者の指導もいただきながら行ったものと伺っている。

2ページ目以降は8つのトレンチごとの調査結果の詳細が記載をされているが、最後のところにまとめとして記載がされている。試掘はローム層が確認できるところまで掘ることを基本として、土の状態を確認しながら行われた報告となっている。

東側芝生広場部分のトレンチの1では、以前の建物と思われる塩ビ管やコンクリート基礎が出てきたようであるが、いずれの箇所でも遺跡が包含されるような層は削り取られ、また、攪乱されており、遺構や遺物は確認できなかったとされている。これらの試掘結果を受けて、本庁舎建替えに当たっての埋蔵文化財の本発掘調査に対応するためのスケジュール変更を行うことなく、今後も進めていく予定となる。

**○池田委員長** ただいまの説明についての質疑はあるか。

**○いぢち委員** 2点お伺いする。まず、ローム層に到達したところで、それ以上はもう掘り進めないということなのだが、それに関してはもうローム層より下に人の手が加わっていることはないであろうという判断なのかということ。それから、数か所で攪乱の状態の土が発見されているという報告なので、この攪乱というのが、どういった状態であるのか。ある程度、人の手が入っている状態ということなのか、この2点お伺いする。

**○室井新庁舎整備担当課長** 私も専門ではないので、詳しくはというところはあるが、基本的にこの辺りの文化財等について、縄文時代以降のものということで、地層の堆積している年代でいくと、ローム層よりも上の部分に縄文時代以降のあるとすれば、遺跡の入っている層があるというところの中ではそれ以上進んでも、縄文時代より古い時代になっていくというところの中では、一般的には、この試掘調査はローム層までやっているというところが多いようで、今回も、そこまでを目指してやられたというところになっている。

あともう1点で攪乱というところになると、これは考古学の中で、調査対象外となる後世の掘削等の行為によって乱された状態のことで、もう既に、何かしらの手が加わって、自然の堆積層であったり、遺物の包含する層がもう既に壊されているというところの中では、試掘の調査対象に

もならない状態だということで、攪乱を確認をしたということでも伺っている。

**○いぢち委員** ありがとうございます。ちょっと私も知識不足なもので今お伺いしたが、基本的にかなり丁寧に発掘調査をしていただいた上で、ある程度人の手は入っている部分も確認されたが、それは今回の調査の対象となるような遺物ではないということが確認された、そのように受け止めた。よろしいだろうか。ありがとうございます。

**○池田委員長** ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○池田委員長** それでは、質疑を終了する。

日程第3、「基本設計における議会エリアの計画に関する与条件整理(注釈)」(案)についてを議題とする。

これまでも多摩市役所本庁舎建替基本計画(議会エリア議会案)及び「基本設計における議会エリアの与条件」において議会としての考え方を市に示してきた。

しかしながら、これら与条件等の内容にはまだ意見が一致していない部分や、曖昧なままになっている部分、視察や勉強会を経て、見直すべき部分などがあったため、前回の特別委員会において、基本設計に入る前の段階で、そうした曖昧な部分等を明確にした上で、改めて市側に伝える必要があることを確認していた。

以上のような経緯により、本特別委員会では、閉会中間中の10月15日及び11月5日に勉強会を実施し、委員間で意見交換を行った。この勉強会での結果に基づき、現時点での設計与条件に注釈を加えて改めて整理し直したものが、資料の第3号である。

資料第3号は、本庁舎建替基本計画の議会機能の内容に沿って、既に市に送付済みの議会エリア(議会案)、議会エリアの設計与条件、そして、先般の勉強会での協議結果の3点をカテゴリー別に再構成したつくりとなっている。

本日はこの案の内容を確認をさせていただきたい。全文は読み上げないが、勉強会を経て具体化された点を中心に、主な部分のみ追って説明すると次のとおりとなっている。ご覧いただけるか。

まず、第1、議会エリアについてである。過大なスペースは不要だが、現状の「狭さ」を解消し、車椅子での移動も容易にできるようにすること。

壁材や色などの工夫により、華美にならない程度に議会の独立性が市民に視覚的にわかるようにすることについて、多摩産材にはこだわらないが、木はぬくもりがあるためよいということ。

以上の内容を明記した。

次に、2番の議場についてである。議場のレイアウトは現状を踏襲し、「直列式」とすること。

議場内は必ずしもフラットにこだわらないが、議長席・局長席からの視認性を優先にしつつ、車椅子での移動のしやすさ、着席・離席のしやすさなどを追求されたい。

セキュリティエリア内の動線や空調効率、ランニングコスト、光の反射の影響を優先事項とし、その上で、なるべく自然光を取り入れられるよう工夫してほしいこと。

椅子や机は現状どおり可動式とし、マイクは自立型の無線マイクとすること。以上のような点を明記をした。

次に、3番、委員会室についてである。委員会室のレイアウト及び座席の形式は現状を基本とし、動線を含め、車椅子対応も可能な余裕を持ったスペースが必要。

基本計画には、「1室としても使用できるよう防音性の高い移動間仕切り」とあるが、その後の検討により、議論をするにふさわしい高い独立性を持った委員会室を2室設けること。

議場同様に椅子や机は可動式、マイク（議員、説明者、事務局）は自立型の無線マイクとすること。以上のような点を明記をした。

次に、4番、事務室についてである。議員、職員、市民が認知しやすい議会エリアの入り口に配置し、市民対応用カウンターを設置する。また、事務室内に市民及び議員との打合せ室を設けること。

議員登壇ランプは押しボタン式などシンプルなもの、またセキュリティゲートと連動した入退管理とし、議会のセキュリティエリア管理運営のための機器、議場や委員会室の映像・音声関係機器を設置すること。以上のような点を明記した。

次に、5番、その他についてである。セキュリティエリア内に10から15名程度の会議室、歯磨き等洗面スペースに配慮したトイレ（温水便座）を設置する。誰でもトイレは、同一フロアに他のトイレがある場合そちらに設置すればよい。

セキュリティエリア外に市民相談のできる相談室、オープンスペースの打合せコーナーなどを検討する。そこにはモニターを設置し議場外でも傍聴できる環境をつくる。

計画にある「議会図書室と行政資料室の一体利用の検討」の結果、図書館の管理する行政資料室と議長が管理する議会図書室を物理的に一体化するのではなく、市民に便利な場所の行政資料室に議会資料も配架し、一方、議会図書室は過去の重要資料を保管することや議員が活用することを中心に、議会セキュリティエリア内に設置し、図書館

との連携により、議員や市民への資料提供がしやすい環境を検討する。

文書や物品の収納、レスパイトも含めた作業スペースが必要、事務局に隣接しているとよい。

マイク・カメラの議場内操作卓や、AIを活用した自動字幕表示システムなど、議会運営に関するDXを積極的に導入できるプランとする。以上のような点を明記をした。

それでは、資料第3号、基本設計における議会エリアの計画に関する与条件整理（案）の内容について、ご意見や市側に何か確認することはあるか。よろしいか。

**○小林委員** 今、付け加えたところではないのだが、4ページ目のその他のところの丸ポチがあって、下から3つ目のポチのところに、点字ブロックとあるが、点字ブロックというのは要するに視覚障がい者の方々。あれはでも正確には点字ブロックではなくて、点状ブロックとか、あるいは視覚障がい者用誘導ブロックとか、点字は点字だから、あれは明らかに点字ではないようにしたほうが良い。

**○池田委員長** ありがとう。そこは訂正して直しておきたい。

それでは、この基本設計における議会エリアの計画に関する与条件整理（注釈）（案）については、本日、特別委員会として内容を確認した。この与条件整理（注釈）は、最終的に市側に送付するが、新庁舎議会エリアの設計の前提条件になるものである。また議論の結果、基本計画と異なる部分もある。

そのため、これまでの議会エリア（議会案）や議会エリアと利用条件を整理したときと同様に、議会として、全会派に確認をした上で、市側に送付したいと考えている。

については、今定例会終了後の閉会期間中に期日を設け、各会派から意見を募った上で、最終的には来年3月の次回の特別委員会で、内容を確定するというところでよろしいだろうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○池田委員長** では、そのようにさせていただく。ご異議なしと認める。

このことは、今定例会最終日の委員長報告の際、具体的な期日も含めて、私から全議員に改めて周知をさせていただきたい。

最後に、本定例会最終日に委員長が行う中間報告の内容だが、現時点までの特別委員会の活動について、簡潔にご報告したい。

報告の内容については、委員長にご一任いただきたいが、よろしいだろうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池田委員長 ではそのようにさせていただきたい。

ほかに皆様から何かあるか。よろしいか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○池田委員長 以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって多摩市役所新庁舎建設等特別委員会を閉会  
する。

午前10時40分閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

多摩市役所新庁舎建設等特別委員長

池田 けい子